

一般社団法人 日本神経放射線学会 細則

1. 事務局

本会の事務局を下記の住所に置く。

〒355-0063 埼玉県東松山市元宿 1-18-4

メディカル教育研究社内

2. 会費及び入会金

正会員、特別会員の会費は年額 12,000 円、準会員は正会員の会費の半額 (6,000 円)、賛助会員の会費は、A 賛助会員が 5 万円、B 賛助会員が 3 万円とする。初期研修医会員/学生会員、名誉会員の会費は無料とする。入会金は正会員が 12,000 円、準会員はその半額 (6,000 円) とする。賛助会員、初期研修医会員/学生会員は入会金を必要としない。

賛助会員には次の権利がある。

- ・学会での企業セミナー等への優先的な応募 (A 賛助会員のみ)
- ・会員へのメールマガジン配信 (有料)
- ・ホームページへのバナー広告掲載 (有料)
- ・学会プログラム抄録集の受領

3. 入会手続き

本会に入会しようとするものは、事務局の定める書式に従って氏名、所属、専門分野など必要な事項を事務局に提出する。

4. 退会手続き

本会から退会しようとするものは、書面にてその旨を事務局に提出する。

5. 学術集会への補助金

学術集会への補助金は、会計年度当たり 200 万円を限度とする。

6. 機関紙

本会は、Springer-Nature 社の *Neuroradiology* 誌を機関紙とする。

7. 大会長の選出手続き

学術集会 (日本神経放射線学会) の運営を統括する大会長は、理事会の推薦に基づき代議員会において選任する。大会長候補選出委員会は、代議員の中から大会長候補を理事会に提示する。

8. 名誉会員選出の手続き

以下に該当する者が理事会の審議を経て名誉会員に推薦される。なお、名誉会員は学会参加費を免除する。また、学術集会での演題発表は可能である。

(1) 名誉会員候補者は、当法人の運営と発展に貢献した、大会長、理事、各種委員会委員長の経験者、あるいは理事会より推薦されたそれに準ずる以下の者とする。

- ・副大会長、実行委員長
- ・副委員長
- ・神経放射線ワークショップの当番世話人
- ・神経放射線領域を含む他学会の代表者（理事長など）
- ・日本人の留学生を多く受け入れた海外施設の神経放射線領域の日本人

(2) 非会員で、特に神経放射線医学の進歩に貢献したと考えられる者。

9. 特別会員選出の手続き

名誉会員として推薦された者で、年会費を納め、内規に定める学会活動を希望する者が推薦される。なお、学術集会での演題発表は可能である。

10. 外国人名誉会員選出の手続き

理事会の審議を経て、神経放射線医学の進歩に貢献したと考えられる者の中から以下に該当する者が推薦される。なお、外国人名誉会員は学会参加費を免除する。

- (1) 日本神経放射線学会に貢献した者。
- (2) 日本神経放射線学会への今後の貢献が期待できる者。
- (3) 日本神経放射線学会の会員に対して、留学受け入れ・指導などの貢献した者。
- (4) 日本神経放射線学会が親しく交流している国の神経放射線の運営と発展に貢献した者。

11. 顕彰

- (1) 名誉会員は、名誉会員証を授与し、当会ホームページに掲載する。
- (2) 特別会員は、特別会員証を授与し、当会ホームページに掲載する。
- (3) 外国人名誉会員は、外国人名誉会員証を授与し、当会ホームページに掲載する。

12. 特任理事選出の手続き

- (1) この法人の業務を処理するため、8名以内の特任理事を置くことができる。特任理事は、代議員の中から理事会で選任する。
- (2) 特任理事の任期は、原則として役員の任期と同一とし、再任を妨げない。
- (3) 特任理事は理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、議決権は有さない。

本細則は令和4年2月4日をもって発行する。

本細則は令和4年2月16日より改定施行する。

本細則は令和4年11月8日より改定施行する。

本細則は令和5年2月16日より改定施行する。

本細則は令和5年6月15日より改定施行する。

本細則は令和6年2月9日より改定施行する。

本細則は令和6年6月17日より改定施行する。

本細則は令和7年6月30日より改定施行する。